

# 玉陵小学校いじめ防止基本方針

令和4年5月10日

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめはどの学校でも起こりうることであり、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害され、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的に推進するため、いじめの防止等の対策に関し、本校の実情に応じたいじめ防止に関する基本的な方針を策定するものである。

学校は子どもの命を育む場所であり、自己の可能性を伸ばす場でなくてはならない。そのため、まず「わかる授業」を行うことを最重要課題とする必要がある。落ち着いた雰囲気の中で自己実現に向け、主体的に学習するとともに、認め・ほめ・励まし・伸ばす言葉に支えられながら、友達と学び合い、高め合うことを楽しむことができれば、児童等の中にいじめの加害に向かう心情は生じにくいと考えられるからである。

また、学校教育活動すべてにおいて道徳及び人権教育を充実させ、様々な体験活動を推進し、潤いのある教育環境を作ることで豊かな人権意識の高揚を図っていくことがいじめの未然防止につながるものとする。

## 2 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織

児童間に生じたいじめ問題を解決に導くための組織として、以下の2つを設置する。なお、(2)の「玉陵小学校いじめ防止地域協議会」は、(1)の「いじめ不登校対策委員会」にて解決が難しい可能性がある場合に招集するものとする。

### (1) 校内の組織「学校いじめ対策組織」（兼：生徒指導・不登校対策）

いじめの未然防止やいじめ発生後の対策を実効的に行うため、校長、教頭（情報集約担当者）、教務主任、人権教育主任、生徒指導担当、養護教諭、当該学級担任等により、いじめ不登校対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 地域や関係機関と連携した組織「玉陵小学校いじめ防止地域協議会」

いじめ問題が発生した場合は、適切な対応をするための校内組織により対応するが、校内委員会協議及び全職員による協議で解決が困難な場合に、必要に応じて、その解決を効果的に行うために、外部の関係者を交えたいじめ防止等の対策のための話し合いを行う。

本協議会の構成員は、別表のとおりとする。

別表

構 成 員
玉陵小校区支館長代表
玉陵小学校学校運営協議会代表
玉陵校区民生委員代表
玉陵小PTA会長
玉陵小学校管理職

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期

- ア 夏休み前職員会議
- イ 冬休み前職員会議
- ウ 春休み前職員会議

(2) 取組の評価、会議、校内研修会の実施時期

ア 日常の児童の観察による実態把握

- (ア) 実施 : 毎日
- (イ) 把握の方法 : 担任、及び学校職員による日常の児童の観察による。
- (ウ) 共通理解 : 児童の様子で気になる出来事について、関係教職員に知らせるとともに、全職員が知りうるべき内容について、緊急な案件については臨時の職員集会等で全職員に報告する。

イ 見つめる会の実施

- (ア) 実施 : 年3回実施(校内研修内等)(4月、8月、2月)
- (イ) 把握の方法 : 担任、及び学校職員による日常の児童の観察による。
- (ウ) 共通理解 : 各学級における気になる児童の状況、及び児童間の交友関係を報告し、共通理解し、共通実践事項について協議する。

ウ 教育相談の実施

- (ア) 実施日 : 心のきずなを深める月間(6月)
- (イ) 実施の方法 : 個人面談及び教育相談担当者による個別相談
- (ウ) 共通理解 : 問題点があれば管理職へ報告し、全職員で協議する。

エ 「タマにゃん チェック」

- (ア) 実施 : 年2回(「タマにゃん チェック」「熊本県公立学校心のアンケート調査」を実施しない月は「ミニ タマにゃんチェック」を実施)
- (イ) 把握の方法 : 児童の記名式アンケート。
- (ウ) 共通理解 : 職員夕会等で全職員に報告する。

オ 「熊本県公立学校心のアンケート調査」

- (ア) 実施 : 12月(実態把握) 1~2月(解決状況調査)
- (イ) 把握の方法 : 児童の無記名式アンケートにより、友達関係等を把握する。担任が、学級で実施、集約する。
- (ウ) 共通理解 : 学校全体の集約を行い、いじめ不登校対策委員会を開催した後、職員夕会で全職員に報告する。

カ 「職員研修」

- (ア) 校内人権教育研修会(7月・8月・12月・2月) ※見つめる会以外
- (イ) 玉名荒尾地区人権・同和教育研究集会等への参加

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

- ア 道徳科を要とした道徳教育の充実
- イ 他者意識を育む人権学習の推進
- ウ すべての教育活動における自尊感情の育成
- エ 挨拶の励行
- オ 学年間交流を促し、縦横斜めの温かい人間関係を構築
- カ 朝の会・帰りの会の“今日よかったこと”等で、建設的な相互評価をし合う機会を大切にする。
- キ 全児童による“全校なかよし集会”の実施（12月）
- ク 熊本県人権子ども集会による学びの場の設定
- ケ 互いの意見をよく聞き、自らが思ったことを発言していく態度の育成を図る。
- コ なかよし宣言

(4) いじめ早期発見の取組と実施時期

- ア 日常の児童の観察による実態把握と情報集約担当者（教頭）を中心とした密な職員間の情報交換
- イ 見つめる会の実施(年3回)
- ウ 教育相談の実施(心のきずなを深める月間)
- エ 「タマにゃん チェック」(年2回)
- オ 「熊本県公立学校心のアンケート調査」(12月)
- カ 「ミニタマにゃん チェック」(「タマにゃん チェック」「熊本県公立学校心のアンケート調査」を実施しない月)
- キ 常日頃から児童の様子を情報交換し、小さな気付きも伝えやすいような人間関係作りを行っておく。
- ク いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ケ いじめ問題が起きたときの校内相談窓口が教頭であること、また、学校に相談できないような状況が起きた際には、「いじめ110番」などいじめ問題に対応する相談窓口の存在と利活用について、保護者に周知する。
- コ 学校いじめ防止基本方針については、年度始めの始業式や入学式、PTA総会などの場を活用して、児童や保護者、関係者に周知する。

5 いじめに対する措置

- (1) 校内いじめ不登校対策委員会の機能の充実
- (2) いじめ事案が起きた時の域内の相談機関として、「玉陵小学校いじめ防止地域協議会」を設置し、機に応じて開催し、解決に向けた協議を行う。
- (3) いじめの内容により、警察等の機関を活用し、当該児童の身の安全を保障する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種に事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を受けた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告するとともに、速やかに調査に着手する。

### (3) 調査を行うための組織

調査は、情報集約担当者が中心となり、学校が行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断した場合、及び学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合においては、玉名市いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」という）が行う。

### (4) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

対策委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、窓口となる担当者を決めて保護者との連絡、調整に当たり、情報提供が途切れないようにするとともに、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、対策委員会又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又は保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。なお、関係資料の保存期間は5年間とする。

### (5) その他

心のアンケート調査の回答は、学校で3年間全て保存する。また、タマにゃんチェック等の回答で気になる記述等がうかがえるものについても同様とする。